

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和6年7月3日京都市条例第 7 号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島国道1号周辺地区地区計画が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、当該区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 7 号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 淀娯楽・レクリエーションB地区の項を次のように改める。

淀娯楽・レクリエーションB地区	淀娯楽・レクリエーション地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
向島国道1号周辺地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）向島国道1号周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 淀娯楽・レクリエーションB地区の項を次のように改める。

淀娯楽・レクリエーションB地区	壁面の位置の制限	敷地境界線までの距離の最低限度 5メートル
向島国道1号周辺地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 事務所 (2) 倉庫 (3) 工場（法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） (4) 前3号の建築物に付属するもの (5) バス停留所の上屋

容積率の最高 限度	10分の20
建蔽率の最高 限度	10分の6
建築物の敷地 面積の最低限 度	10,000平方メートル
建築物の高さ の最高限度	42メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)